

2 . 富士山火山防災対策と防災マップに関連する調査検討の基本方針

2 . 1 防災対策

富士山の火山防災対策としては、以下のような内容を整える必要があると考えられ、富士山ハザードマップ作成協議会等で決定されるこれらの事項について、そのあり方等について本委員会で検討し、最終報告としてまとめることとする。

観測体制の整備

- ・ 防災活動に必要な火山の状況判断を行うための観測機器等の整備
- ・ 観測情報の評価・伝達、防災機関との連携等の体制の充実 等
- ・ 緊急時の応急対応計画の策定
- ・ 観測情報の各ステージを踏まえた住民及び防災機関等の行動計画
- ・ 避難の範囲、避難場所、避難方法等を明らかにした避難計画
- ・ 富士山周辺での広域防災計画（人・物の輸送、国・県等の合同現地対策本部等）
- ・ 遠隔地での降灰、ガス等に対する広域防災計画
- ・ 情報連絡体制 等

予防対策

- ・ ハザードマップ、防災マップの整備（現象、範囲、行動、防災施設、連絡先等を記述）
- ・ 防災訓練等の実施
- ・ 住民等への広報・啓発活動、防災教育等
- ・ 情報通信関連施設の整備
- ・ 避難関連施設の整備 等
- ・ 火山との共生についての配慮と推進方策
- ・ 正しい情報の提供による信頼感の確立
- ・ 火山であることを観光や学習等の資源として活用
- ・ 周辺環境や平常時利用も考慮した防災対策施設等の整備 等

また、これらのための基礎調査として、以下のような調査検討を行う。

富士山の性状をよりの確に把握するための調査・分析

富士山に係る火山噴火や土砂災害等の影響範囲や程度の検討

現象ごとの被害内容の分析

具体ケースでの被害想定（宝永噴火、貞観噴火、その他の想定火山現象、土砂現象等）

時間的な推移を追った（シナリオ型の）緊急時の行動や対応のシミュレーション
予防対策の効果のシミュレーション

2.2 防災マップ

火山防災対策の目的としては、住民・観光客の生命財産の保全、地域経済・産業の被害軽減など種々のものが考えられるが、対策を行う主体としては、避難する地域住民や観光客と避難計画の作成と運用及び防災情報提供や広域的な支援等を行う防災機関との2つに大別できる。

また、噴火等の緊急時、平常時とも、防災対策を進めていくためには、危険な範囲や避難場所などを記載した火山防災マップをあらかじめ作成して活用することが必要であるが、住民と防災機関では火山防災マップを使用する目的が異なるため、それに応じた個別の火山防災マップ(一般配布用と防災業務用)を作成することとする。

なお、防災業務用マップについても、一般への公表を前提とする。

<一般配布用マップの使用目的>

平常時からどのような火山災害にあうおそれがあるか把握するため
噴火等の緊急時に必要な情報を得て、どんな行動をとるべきか判断するため
噴火等の緊急時に危険の及ばない区域まで避難するため
噴火等の緊急時に避難できない場合には他の方法で生命・身体を守るため
各種火山情報のより正しい判断を助け、無用の混乱、風評等を防止するため

<防災業務用マップの使用目的>

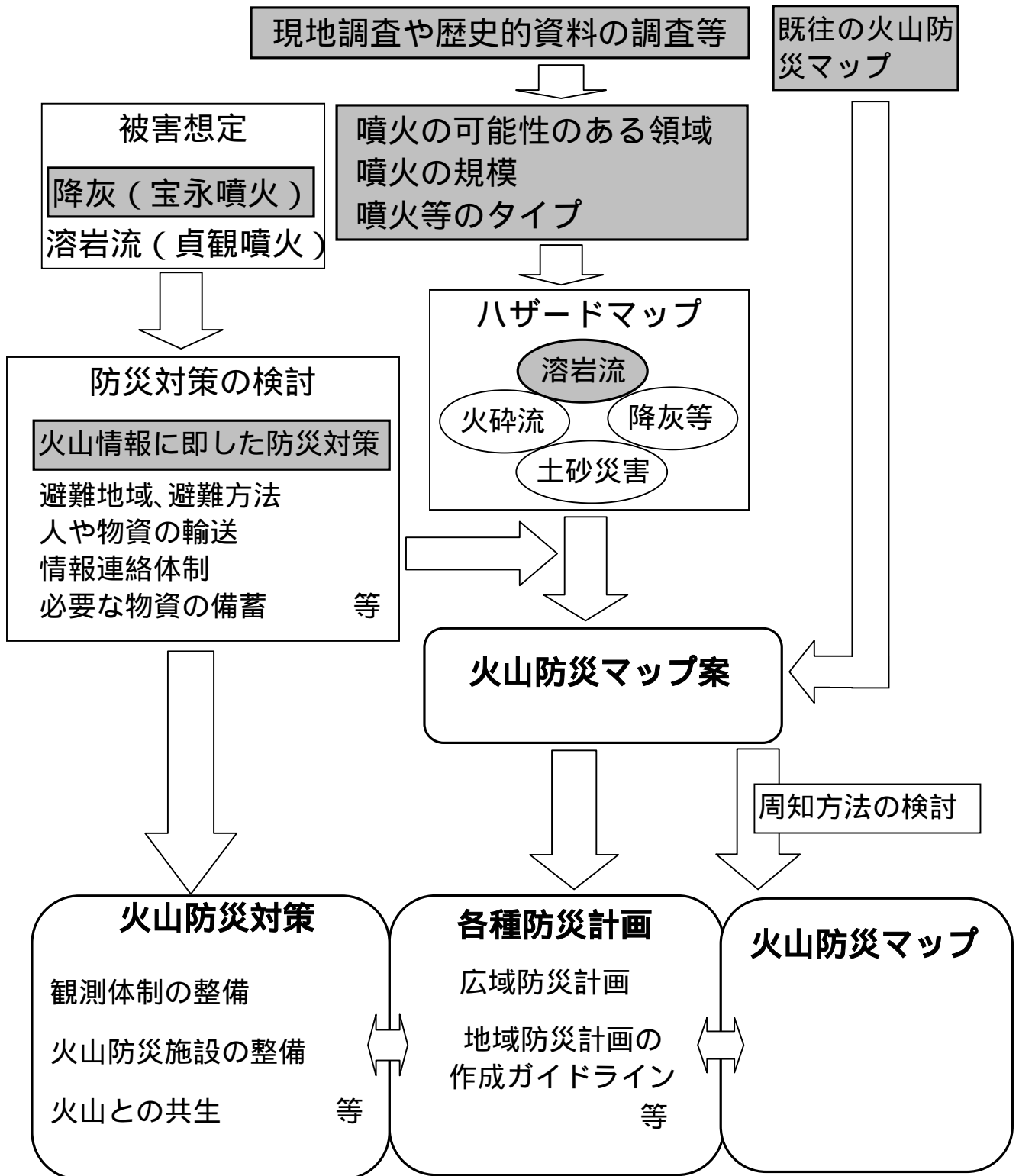
平常時からどのような火山災害にあうおそれがあるか把握するため
噴火等の緊急時に住民を避難させる計画を立案し運営するため
噴火等の緊急時に適切な情報を住民、観光客、関係機関に提供するため
平常時から公共施設、インフラ等がどのような火山災害にあい、どのような社会的影響が発生するおそれがあるか把握するため
にもとづき平常時から直接・間接的な被害を軽減する対策を講じるため
周辺の関係機関と連携して、広域的な避難の支援等を行うため
各種火山情報のより正しい判断を助け、無用の混乱、風評等を防止するため

以上のような目的を踏まえ、既往の火山防災マップの例を参考に、富士山の防災マップとしては、災害予測、避難情報、防災上の拠点、情報の伝達収集方法、緊急時における行動指標、火山に関する基礎的な知識、防災の紹介、社会状況、交通についての情報及び火山防災マップの提供源等の項目を備えたものとする。

また、こうした防災マップ等の効果的な周知方法等についても検討することとする。

中間報告は、以上の一連の検討のうち、基礎調査等の結果を中心に、富士山の性状や被害の状況、火山の観測情報に照らした緊急時の対応の骨子等を取りまとめたものであり、その後これらを踏まえた防災対策の内容と、全体を踏まえたハザードマップ、防災マップを作成することとする。

富士山ハザードマップ検討委員会 検討の流れ



■は、富士山ハザードマップ検討委員会中間報告による